

令和 年 月 日

宇多津町長 殿

居宅介護支援事業所

介護支援専門員氏名

連絡先

通院等乗降介助における要望書

訪問介護における通院等乗降介助の際の家族等の同乗について、下記の事情により要望します。

利用者氏名		生年月日	・	・	被保険者番号	
住 所					要介護度	
認定の有効期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日					
同乗希望者名				続柄		
身体状況	認知面の状況					
通院等乗降介助が必要な理由（※裏面参照）						
乗車中に必要な介護	家族の心身状況					
その他の理由						

※ケアプラン・アセスメント・担当者会議の記録を添付してください。

通院乗降介助

通院等乗降介助(同乗)、裏面

介護報酬の解釈(青本、令和元年10月版)P136

『通院等乗降介助』、サービス行為について

「自ら運転する車両への乗車または降車の介助」「乗車前もしくは降車後の屋内外における移動等の介助」及び「通院先等もしくは外出先での受診等の手続き、移動等動作能力等の向上のために、移動時、転倒しないように側について歩き、介護は必要時だけで、事故がないように見守る場合は算定対象となるが、乗降時に車両内から見守るのみでは算定対象にならない。

また「自ら運転する車両への乗車又は降車の介助」に加えて、「乗車前もしくは降車後の屋内外における移動等の介助」を行うか、または「通院先もしくは外出先での受診等の手続き、移動等の介助」を行う場合に算定対象になるものであり、これらの移動等の介助又は受診等の手続きを行わない場合には算定対象にならない。

◎ 「通院等乗降介助」を位置づける場合

適切なアセスメントを通じて、生活全般の解決すべき課題に対応した様々なサービス内容の1つとして、総合的な援助の一環としてあらかじめ居宅サービス計画に位置付けられている必要があり、居宅サービス計画において、

- 〔・通院等に必要であることその他車両への乗降が必要な理由
- ・利用者の心身の状況から乗降時の介助行為を要すると判断した旨
- ・総合的な援助の一環として、解決すべき課題に応じた他の援助と均衡していること

を明確に記載する必要がある。

◎ 「通院等乗降介助」に家族が同乗する事情

→必要性について居宅サービス計画に明確に位置付ける

- ・認知症又はその他の疾病等により、不穏・興奮、病状変化の確認等、家族でなければ対応困難である場合で、移動中の安全性確保する観点から乗車中において家族の見守り・気分の確認等が必要なとき。
- ・認知症・難聴・言語障害等により運転手に対し十分なコミュニケーションが取れない場合。
- ・主治医の診断により利用者の痰の吸引が必要であると認められるとき。